

# 令和6年度結城市予算編成方針

## 1 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況について、令和4年度決算における歳入面では、景気の回復基調を受けて個人市民税（+2.5%）、固定資産税（+2.5%）など市税は総じて増収となり、全体として約2億2千万円の増（+3.2%）であった。市税以外では、地方消費税交付金（+3.9%）や地方交付税（+1.7%）は増加したものの、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等の減少に伴って国庫支出金（△10.9%）が、地方財政計画に基づき臨時財政対策債（△71.8%）が減少し、歳入総額は前年度と比較して約2億4千万円の減（△1.1%）となった。

歳出面では、子育て世帯への臨時特別給付事業等の新型コロナウイルス感染症対応に係る事業費の減少に伴って扶助費（△8.3%）が減少する一方で、光熱水費等の高騰により物件費（+6.1%）が、分賦金の増により補助費等（+12.4%）が増加、義務的経費についても、人件費（+1.3%）及び公債費（+1.9%）が増加し、歳出総額としては前年度と比較して約1億2千万円の増（+0.6%）となった。

財政指標については、実質収支は約13億円の黒字であったものの、単年度収支は約3億円の赤字となった。経常収支比率は、前年度から7.8ポイント増の91.7%と大幅に上昇し、前年度に見られた改善は一時的なもので概ね前々年度の水準へと戻っており、財政の硬直化は依然として解消していない。

財政健全化の指標では、実質公債費比率は0.1ポイント増の7.0%、将来負担比率は6.1ポイント減の33.8%となった。いずれも早期健全化基準を大きく下回る現状ではあるが、今後は公債費、市債残高ともに増加の見込みであり、指標も悪化することが考えられる。

令和5年度の状況としては、歳入面では、これまで増加傾向にあった市税のうち法人市民税は減少に転じ、ほかの税目についても伸び率は鈍化しつつある。普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額との合計額は前年度と比較して約2億円の減となっており、今後決定される特別交付税も上積みを期待できるものではない。

歳出面では、労務費の上昇や物価高騰の影響が随所に表れ、当初計画の変更を余儀なくされる事業も見られる状況にある。また、扶助費や分賦金、特別会計への繰出金等についても多額の一般財源を要する。

これからの財政見通しについて、歳入面では、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行し、経済社会活動が正常化に向けて進んでいく一方で、世界情勢は安定せず、エネルギー・食料品等の価格高騰や円安の進行による輸入物

価への影響など、市民生活や地域経済の先行きの不透明感は続いており、本市においても市税をはじめ地方消費税交付金や法人事業税交付金といった各種交付金に影響が出る可能性がある。

歳出面では、今後も労務費の上昇や物価高騰の影響による物件費や普通建設事業費の上昇が見込まれるほか、増加する社会保障関係経費や公債費に加え、結城南中学校区新設校建設事業や市民文化センター改修事業等の大型事業に係る費用も多額となる。本市の財政運営は予断を許さない厳しい状況にあり、この傾向は今後さらに増していくと予想される。

このような中で策定された令和5年度第6次結城市総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく「令和6年度予算見込額等に関する調」では、令和6年度の財源不足額は前年度と比較して約4億5千万円増加し、約14億2千万円と想定されている。

## 2 予算編成方針

以上の点を踏まえ、令和6年度の予算編成方針は以下のとおりとする。

- (1) 第6次結城市総合計画前期基本計画が4年目を迎える。計画した事業の期間内の達成に向け進捗状況や今後の見通しを十分に点検し、将来都市像である「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」の実現を目指して、計画に定められた市民が真に求める施策、特に「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づける重点プロジェクトを中心に、各事業の選択と集中を徹底し限られた財源の効果的な配分を行い市民サービスの推進を図ること。
- (2) 社会情勢が大きく変化する中で、職員一人ひとりが「結城を未来につなぐ」意識をもってあらゆる事業に向き合うとともに、特に市長公約「新3K宣言」にある「健康」、「経済」、「教育」の3本柱について、個別の施策を検討・調整の上、適正な事業予算を編成し積極的な事業展開を図ること。
- (3) 令和6年3月に市制施行70周年という節目を迎えるに当たり、創意工夫をもって各種記念事業を計画し、取り組むこと。
- (4) コロナ禍を脱し経済が正常化する中、ここ数年における臨時交付金のような収入は望めない状況である。歳入を確保し支出すべき歳出は適切に見極め、歳出構造を平時に戻し健全な財政運営に努めること。

### 3 予算編成の基本的事項

#### (1) 年間総計予算

- ・当初予算には、一会計年度における一切の収入及び支出を編入しなければならない。したがって、年間の財政需要の全てについて見積りを行った上で過大・過小とならないよう十分に精査し要求すること。
- ・年度途中の補正は、予算編成過程で特に協議したもののほか、制度の改正による計画の変更等緊急やむを得ないものに限る。当初予算で要求して措置されなかったもの、財源の無いものについては原則として行わない。
- ・当初予算において箇所付けされた事業以外への振替及び内容の大幅な変更等については、市政を推進する上で重要かつ緊急なもののみとし、執行に当たっては事前に財政課長を通じて企画財務部長と協議すること。

#### (2) 総合計画

- ・実施計画に掲げた主要事業を総合的かつ計画的に実施することを旨とし、近年最大の財源不足である状況を踏まえ、事業費総額が実施計画計上額以内となるよう、事業に優先順位を付し徹底した再積算と再構築を行った上で要求すること。
- ・今後想定される大幅な自然減による人口減少と少子高齢化の進行に対し、自律的で持続的な地域社会を創る事業を重点プロジェクトとして最優先で取り組むとともに、各事業費の積算に当たってはこうした傾向を踏まえて対象者数や総量を精査すること。

#### (3) 事務事業の見直し

- ・既存の事務事業については、大きく変化した社会情勢に対応するため、前例踏襲から脱却し、ゼロベースの視点に立って十分な検討を行い、事業効果を確認すること。その際、歳出の抑制のみならず、事業の統廃合や終期の設定についても検討すること。
- ・新規事業については、実施計画に位置付けされた事業であり、かつ、これまでの経緯その他諸般の状況を総合的・政策的に判断して、当該事業等を実施しないことで市政運営に著しい影響を及ぼす蓋然性が極めて高いと判断される場合のみ認めるものとする。
- ・新規事業の予算化に当たっては、既存事業のスクラップ等を必須として、予算増・人員増にならないよう留意し、後年度における財政負担等を踏まえた費用対効果についても十分に検討すること。原則として、一般財源の増額となるものは認めない。

#### (4) 財源の確保

- ・市税収入については、地方財政計画の内容等を注視し、徴収率の向上と滞納繰越分の計画的な解消を前提に、目標とする徴収率を設定して予算額を積算すること。
- ・地方交付税、地方譲与税及び地方消費税交付金等の依存一般財源については、国の予算や地方財政計画等及び過去の交付実績等に留意し、確実な見積りを行うこと。特に地方交付税については、税収の動向や制度改正に注視し、事業費補正等基礎数値の的確な把握に努めること。
- ・負担金、使用料及び手数料については、原則として現行制度に基づき見積もることとするが、特に使用料については、住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って、経済情勢や関係事務事業費の動向に即応した料率・単価により積算し、他市との比較検討を行うなど、改定を念頭に置いて見直しを行うこと。
- ・財産収入については、未利用地及び遊休地等の売却について、時価に即応した価額により計画的に取り組み、収入の確保を図ること。なお、売却できない相当の理由がある場合は、他用途への転用について検討を行うこと。

#### (5) ふるさと納税等

- ・ふるさと納税による収入については、職員一人ひとりがPRの意識を強く持ち、各課においては魅力的な返礼品の創出に努めるとともに、各返礼品を必要とする層にターゲットを絞ったPR活動を強化し、より一層の自主財源の確保を図ること。
- ・「結城市まち・ひと・しごと創生推進計画」に係る企業版ふるさと納税やネーミングライツといった様々な民間資金についても、積極的な確保と活用を図ること。

#### (6) 国県補助

- ・国及び県の予算編成の内容や交付制度の動向に十分留意し、国・県支出金等の財源を積極的に活用するとともに、的確な見込額を計上すること。
- ・特に、国が「経済財政運営と改革の基本方針2023」において重点投資分野とする「グリーントランスフォーメーション（GX）」「デジタルトランスフォーメーション（DX）」については、脱炭素化やデジタル田園都市国家構想等に係る補助制度等の動向に十分に注意を払うこと。
- ・予算に計上した財源が年度中に減少した場合は、補正予算による財源の組合せにより対応することとし、一般財源で肩代わりして執行することのないよう事業内容を見直すこと。補助金等が廃止・縮減された場合には、一般財源で肩代わりせず、合わせて事業を廃止・縮減すること。

- ・事業効果の低い補助金及び零細補助金や、単年度のみ補助金で翌年度から市単独事業となるものについては、これらを受け入れないこととし、事業内容の精査と施策の厳選を行うこと。

#### (7) 市債

- ・市債については、市庁舎建設事業に係る地方債の償還が本格化することに伴い実質公債費比率の上昇が見込まれる中で、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、引き続き新規発行を抑制していく方針を堅持しつつ適正かつ効果的な活用を図る。
- ・事業の実施に当たってはまず適債性を検討し、財源に地方債を充当する場合は財政課と事前協議すること。

#### (8) 経費の削減

- ・行政事務費等物件費については、行財政改革を推進する観点からも計画的な執行や適正な在庫管理を基本として、必要かつ緊急なものに限り要求し、創意工夫により経費の一層の節減を図ること。
- ・特に経常的経費については、引き続きゼロベースの視点に立って厳しく精査することとし、その額を前年度予算額の97%以内に抑えること。
- ・物価高騰による単価の上昇が見込まれるため、コスト意識をもって節約を図るとともに、状況に応じて仕様変更による事業費の抑制や代替品・手法の活用、適正な受益者負担への変更など、単純な歳出増以外の方法を検討すること。
- ・今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成の過程で弾力的に対応するので留意すること。

#### (9) 扶助費

- ・扶助費等については、毎年度多額の不用と国県支出金の返還が生じている状況である。事業費の見積りに当たっては、前例や計画値に固執せず、過去の決算額に基づく分析や検証を踏まえ、制度改正や社会情勢の変化を的確に把握し、対象者数や単価等の積算根拠について十分に精査した上で、過大とならないよう真に必要な額を算定し要求すること。

#### (10) 補助金等

- ・補助金等については、市単独補助金等の整理合理化をさらに進めるため、社会状況の変化を踏まえた必要性、費用対効果、補助率・補助限度額等の適正化の観点から十分な精査と検証を行い、平成27年度に出された補助金等審議会の答申を踏まえて、引き続き見直しを行うこと。
- ・多額の繰越金を有する団体については、一時的に補助金交付を見合わせることもあるので注意すること。

- ・法令等に基づかない各種団体等への負担金については、事業内容等を十分に検討し、近隣市町村の動向等を把握した上で、減額の要請や退会を視野に入れた見直しを行うこと。

#### (11) 投資的経費

- ・社会資本の整備については、中長期的な視点に立って事業の必要性、緊急性、公共性、優先度、期間、費用対効果等を検討するとともに、特定財源のあるものは関係機関との連絡を密にし、過大見積りとならないよう十分に協議すること。
- ・特に公共施設に関しては、結城市公共施設個別施設計画を踏まえ、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う市民サービスの充実が図られるか、ほかの代替手段により対応可能かなど様々な角度から効果を十分に検証すること。
- ・市単独事業については、実施計画の見直しや再積算を行った上で、実施計画計上額の95%以内とすること。

#### (12) 継続費及び債務負担行為

- ・継続費及び債務負担行為は、単年度予算主義の例外であり、将来に渡る負担が財政運営を圧迫する要因となるため、極力抑制に努め、安易に設定しないよう慎重に対処するものとし、新規の設定に当たっては、関係機関との調整や長期的な視野に立った検討を十分に行い、事前に財政課と協議すること。
- ・債務負担行為については、公共工事の施工時期平準化の観点から、その積極的な活用が国から求められているところである。工事量の年度末集中回避と年度当初の閑散期における増加を目的とした、年度をまたいだ工期設定や契約・発注の先行実施による新年度当初の工事着手などの措置について検討されたい。

#### (13) 特別会計及び企業会計等

- ・特別会計及び企業会計においては、前記事項に準じてコスト削減を図るとともに、企業感覚に立ち、経営状況及び今後の見通し等を精査した事業計画（経営戦略）に基づき健全な運営を基本として編成すること。
- ・特に、税及び税外収入の徴収率や上下水道事業における有収率の向上、土地区画整理事業における保留地の販売促進など、各々の会計が抱える問題点を十分に整理し、予算に反映させること。
- ・繰出金が多額にのぼり、財政を圧迫する要因にもなっていることから、財務状況を反映した適正な料金の設定や起債額の抑制、事業の合理化を積極的に推進することにより、一般会計からの繰入金について抑制・縮減を前提に見積もること。

令和5年度決算見込額及び令和6年度予算見込額等に関する調（普通会計）

1（歳入）

（単位：百万円）

区 分	令和4年度 決 算 額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	令和5年度 決算見込額 (C)	決算増減率 $\frac{C-A}{A} \times 100$	令和6年度 予算見込額 (D)	予算増減率 $\frac{D-B}{B} \times 100$
1 市 税	7,072	7,063	7,063	△ 0.1%	6,985	△ 1.1%
2 地 方 譲 与 税	211	206	206	△ 2.4	208	1.0
3 各 種 交 付 金	1,429	1,483	1,483	3.8	1,509	1.8
4 地 方 特 例 交 付 金	58	54	54	△ 6.9	52	△ 3.7
5 地 方 交 付 税	3,170	2,938	3,034	△ 4.3	3,068	4.4
(1) 普 通 交 付 税	2,807	2,638	2,734	△ 2.6	2,768	4.9
(2) 特 別 交 付 税	363	300	300	△ 17.4	300	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5	5	5	0.0	5	0.0
7 分 担 金 及 び 負 担 金	72	99	99	37.5	99	0.0
8 使 用 料 及 び 手 数 料	114	124	124	8.8	129	4.0
9 国 庫 支 出 金	4,213	2,987	3,546	△ 15.8	3,332	11.6
10 県 支 出 金	1,431	1,405	1,407	△ 1.7	1,399	△ 0.4
11 財 産 収 入	10	134	73	630.0	75	△ 44.0
12 寄 附 金	121	201	103	△ 14.9	251	24.9
13 繰 入 金	14	601	18	28.6	10	△ 98.3
14 繰 越 金	1,695	300	1,334	△ 21.3	300	0.0
15 諸 収 入	317	336	327	3.2	377	12.2
16 市 債	821	798	837	1.9	1,327	66.3
うち臨時財政対策債	253	142	115	△ 54.5	81	△ 43.0
計	20,753	18,734	19,713	△ 5.0	19,126	2.1

2（歳出）

（単位：百万円）

区 分	令和4年度 決 算 額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	令和5年度 決算見込額 (C)	決算増減率 $\frac{C-A}{A} \times 100$	令和6年度 予算見込額 (D)	予算増減率 $\frac{D-B}{B} \times 100$
1 人 件 費	2,975	3,151	3,132	5.3%	3,262	3.5%
2 扶 助 費	5,149	4,705	4,731	△ 8.1	4,774	1.5
3 公 債 費	1,549	1,687	1,687	8.9	1,698	0.7
4 物 件 費	3,112	3,096	3,097	△ 0.5	3,307	6.8
5 維 持 補 修 費	112	165	190	69.6	171	3.6
6 補 助 費 等	3,035	2,752	2,949	△ 2.8	2,730	△ 0.8
7 積 立 金	378	6	38	△ 89.9	6	0.0
8 投 資 及 び 出 資 金	0	0	0	-	0	-
9 貸 付 金	15	15	15	0.0	15	0.0
10 繰 出 金	1,652	1,729	1,676	1.5	1,759	1.7
11 普 通 建 設 事 業 費	1,442	1,393	1,535	6.4	2,788	100.1
(1) 補 助 事 業 費	556	507	662	19.1	1,637	222.9
(2) 単 独 事 業 費	886	886	873	△ 1.5	1,151	29.9
12 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	-	0	-
13 予 備 費	0	35	0	-	35	0.0
計	19,419	18,734	19,050	△ 1.9	20,545	9.7

※令和4年度決算額、令和5年度決算見込額には繰越額を含む。

**財源不足額 △ 1,419**

### 3 令和6年度予算見込額等の考え方

令和6年度予算における歳入及び歳出予算額の推計は、令和5年度当初予算及び決算見込額を勘案し、令和5年度第6次総合計画実施計画を基本ベースとして以下のとおりとした。

項 目		推 計 の 考 え 方
歳 入	市税	令和5年度の調定状況を基礎とし、過去の実績等や新型コロナウイルス感染症影響分を勘案して推計 徴収率は、令和5年度決算見込と同程度で推計
	地方譲与税	令和5年度普通交付税における地方譲与税の基準財政収入額に総務省概算要求で示された伸び率を乗じて推計
	地方交付税	普通交付税は、令和5年度交付基準額に総務省概算要求で示された伸び率を乗じて推計
	国県支出金	総合計画実施計画により推計
	臨時財政対策債	令和5年度発行可能額に総務省概算要求で示された伸び率を乗じて推計
	その他の収入	総合計画実施計画及び過去の決算推移などから推計
歳 出	人件費	令和4年度決算額及び令和5年度予算額・決算見込額を基礎とし、今後の職員数の動向、定年引上げや会計年度任用職員関係経費を勘案して推計
	扶助費	総合計画実施計画により推計
	公債費	既発債分に令和5年度及び総合計画実施計画による借入予定額を加算して推計
	普通建設事業費	総合計画実施計画により推計
	繰出金	特別会計ごとにそれぞれ特殊事情を勘案して推計
	その他の支出	総合計画実施計画により推計